

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和三年六月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年六月十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居千二百三十一番五の 一部、千二百三十一番六、千二百三十一番九の 一部、千二百三十一番二十五から二十七まで</p> <p>埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百三十四番十 一、九百三十五番六、九百三十六番三の一部、 九百三十六番六、九百三十六番九から十三まで、 九百三十七番二、九百三十七番五、九百三十八 番三、九百三十八番四、九百三十九番三、九百 三十九番四の一部、九百三十九番五、九百五十 一番三、九百五十二番四の一部、九百五十二番 五の一部、九百五十二番十、九百六十番一の一 部、九百六十番二、九百六十番三、九百五十二 番四先道路、九百五十一番三先道路、九百六十 番三先道路</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・〇</p> <p>百十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十七・一から十九・ 三</p> <p>十六・〇から二十 一・四</p>